

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案（概要）

1 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1号において、事業者は、原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならないとされ、法第27条第1項において、当該事業者が講ずべき措置については厚生労働省令で定めるとされている。

同項に基づき、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第三編「衛生基準」において、有害な作業環境における健康障害を防止するための措置等を定めているほか、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）及び粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）（以下「有機則等」と総称する。）において、個別の化学物質等による健康障害を防止するための措置等を定めている。
- また、危険有害性のある化学物質を譲渡・提供する者は、法第57条第1項の規定により当該化学物質の危険性又は有害性等に関する容器等への表示（以下「ラベル表示」という。）及び法第57条の2第1項の規定により同様の内容についての文書等（以下「SDS」という。）の交付（以下「SDS交付」という。）による通知をすることが義務付けられている。
- さらに、事業者は、法第57条の3第1項の規定により化学物質の危険性又は有害性等の調査（以下「リスクアセスメント」という。）を行うことが義務付けられ、同条第2項の規定によりリスクアセスメントの結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講ずることが努力義務とされている。
- 今般、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」報告書（令和3年7月19日公表）を踏まえ、今後更なる化学物質による健康障害を防止するため、有機則等により危険性又は有害性等の高い化学物質を個別に特定し、具体的な措置内容を法令で定めていた従来の仕組みを、ラベル表示やSDS交付による危険性又は有害性等に関する情報の伝達及び当該情報に基づくリスクアセスメントによる、事業者が自律的な管理を行うことを基本とする仕組みへ見直すこととし、安衛則及び有機則等について、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

（1）安衛則関係

ア 事業場における化学物質に関する管理体制の強化

- （一）法第57条の3第1項の規定によりリスクアセスメントが義務付けられている化学物質（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を製造し、又は取り扱う事業者は、各事業場（有期の事業場を除く。）において、化学物質管理者（化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者）を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければならないこととす

- る。
- (二) (一)の化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者(保護具について一定の経験及び知識を有する者)を選任し、保護具に係る業務を担当させなければならないこととする。
 - (三) 事業者は、業種にかかわらず、法第59条第1項及び第2項の規定に基づく雇入れ時等の教育において、取り扱う原材料等の危険性又は有害性等及びこれらの取扱い方法等の事項について、労働者に教育しなければならないこととする。

イ SDS等による情報伝達の強化

- (一) SDSによる通知の方法として、相手方の承諾を要件とせず、電子メールで送信することや、当該事項が記載されたホームページのアドレス(二次元コードを含む。)を伝達すること等による通知を新たに認めることとする。
- (二) 法第57条の2第1項の通知対象物に係るSDSにより通知すべき事項の1つである「(その通知対象物の)人体に及ぼす作用」について、5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認し、記載内容に変更があるときは、確認をした日から1年以内に更新し、当該SDSの通知を行った相手方に対して、変更内容を通知しなければならないこととする(安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等に係るSDSについても、同様の更新及び通知を努力義務とすることとする。)
- (三) 法第57条の2第1項の通知対象物に係るSDSにより通知すべき事項に、「(その通知対象物の)想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加する(安衛則第24条の15により通知の努力義務の対象となっている特定危険有害化学物質等に係るSDSの記載事項についても、同様の事項を追加する。)。加えて、現在10パーセント刻みの記載でよいこととしている成分の含有量については、重量パーセントの記載を求めることとする。
- (四) 事業者は、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第17条に規定する物(製造許可物質)又は令第18条に規定する物(ラベル表示対象物)をラベル表示のない容器に入れ、又は包装して保管するときは、当該容器又は包装への表示、文書の交付その他の方法により、当該物を取り扱う者に対し、当該物の名称及び人体に及ぼす作用を明示しなければならないこととする。

ウ リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化

- (一) 事業者は、リスクアセスメントの結果及び当該結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等について、記録を作成し、次にリスクアセスメントを行うまでの期間(次のリスクアセスメントが3年以内に実施される場合は、3年間)、保存しなければならないこととする。
- (二) 化学物質による労働災害が発生した、又はそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が当該事業場の化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断し、事業者に改善の指示を行ったときは、事業者は、化学物質管理専門家(化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者をいう。以下同じ。)から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有

効性の確認及び望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告するとともに、当該改善計画に基づき必要な改善措置を実施しなければならないこととする。

- (三) リスクアセスメント対象物について、事業者に以下の措置を義務付けることとする。
- ① 代替物の使用、発散源を密閉する設備等の設置及び稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすること。
 - ② リスクアセスメント対象物のうち、厚生労働大臣が定める物質[※]については、労働者が当該物質にばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度基準以下とすること。
[※] 平均ばく露濃度がこの数値以下であれば、ほぼ全ての労働者に健康上の悪影響が見られないと考えられる濃度が設定された物質。
 - ③ ①及び②に基づき実施した措置の内容及び労働者のばく露状況について、労働者の意見を聴く機会を設けるとともに、記録を作成し、3年間（がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるものに係る労働者のばく露状況については、30年間）保存すること。
 - ④ 代替物の使用、発散源を密閉する設備等の設置及び稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により、労働者がリスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される程度を最小限度にすることに努めること。
 - ⑤ 法第66条の規定に基づく健康診断（法第66条第2項及び第3項の規定による特殊健康診断及び歯科健康診断を除く。）のほか、リスクアセスメント対象物について、リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として、当該物質による労働者の健康への影響の確認のために、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が必要と認める項目について、医師等による健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。また、②の物質について、労働者が②の厚生労働大臣が定める濃度基準を超えてばく露したときは、速やかに医師等による健康診断を行うこと。
 - ⑥ ⑤の健康診断を実施した場合は、当該健康診断の結果の記録を作成し、5年間（がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるものに係る健康診断の結果の記録については、30年間）保存すること。
 - ⑦ リスクアセスメント対象物のうち、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務を行う場合は、当該業務の作業歴について記録し、当該記録を30年間保存すること。
- (四) 事業者は、化学物質若しくは化学物質を含有する製剤を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合であって、当該物質が皮膚又は眼に障害を与える等、労働者に健康障害を起こすおそれがあるときは、労働者に保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具を使用させることとする。
- (五) 事業者は、化学物質若しくは化学物質を含有する製剤を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合であって、当該物質が皮膚又は眼に障害を

与える等の健康障害をおこすおそれがないことが明らかなものを除き、労働者に適切な保護具を使用させることを努力義務とすることとする（四の対象となるものについては、四が施行されるまでの間の努力義務とすることとする。）。

エ 化学物質の自律的な管理の状況に関する労使等のモニタリング

法第18条の衛生委員会における付議事項として、ウの(三)①、②及び⑤により講ずる措置を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付けることとする（併せて、衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場においても、安衛則第23条の2に基づき、同様の事項について、関係労働者の意見を聴取するための機会を設けなければならないこととする。）。

オ 化学物質によるがんの把握の強化

- (一) 事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤を製造し、又は取り扱う業務を行う事業場において、当該業務に従事する労働者のうち、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、当該がんへの罹患が業務に起因する可能性について、医師の意見を聴かなければならないこととする。
- (二) 事業者は、(一)の医師が、(一)の労働者のがんへの罹患が業務に起因するものと疑われると判断したときは、遅滞なく、当該労働者が従事していた業務の内容及び期間等について、所轄都道府県労働局長に報告しなければならないこととする。

(2) 有機則等関係

カ 化学物質管理の水準が一定以上の事業場に対する個別規制の適用除外

事業者による化学物質の自律的な管理を基本とするという考え方にに基づき、化学物質管理の水準が一定以上の事業場については、現行のような有機則等による個別の規制を適用するのではなく、事業者がばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行することができるようにすることとする。

具体的には、

- ・ 事業場に化学物質管理専門家が配置されていること
- ・ 過去3年間で死亡又は休業4日以上化学物質による労働災害が発生していないこと
- ・ 過去3年間に事業場の作業場所について行われた作業環境測定の結果が全て第一管理区分（作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）第2条の規定による評価において、作業環境管理が適切であると判断される状態をいう。以下同じ。）であったこと
- ・ 過去3年間で有機則等（粉じん障害防止規則を除く。）の規定に基づき実施が義務付けられている医師による健康診断（以下「有機則等の特殊健康診断」という。）の結果、異常所見があると認められる労働者がいなかったこと

等の一定の要件を満たす事業場からの申請により、所轄都道府県労働局長が認定した場合は、有機則等（四アルキル鉛中毒予防規則を除く。）の各規定の適用

を除外できることとする（ただし、リスクアセスメントやその結果に基づき事業者が講ずべき措置に係る規定については引き続き適用することとする。）。

キ 作業環境測定結果が第三管理区分である事業場に対する措置の強化

有機則等（四アルキル鉛中毒予防規則を除く。）に基づく作業環境測定結果の評価の結果、直ちに作業環境の改善を必要とする第三管理区分（作業環境評価基準第2条の規定による評価において、作業環境管理が適切でないと判断される状態をいう。以下同じ。）に区分された場所について、事業者に対して次の措置を義務付けることとする。

- (一) 第三管理区分に区分された場所について、以下の措置を講ずること。
 - ① 当該場所の作業環境の改善の可否及び可能な場合の改善方策について、作業環境管理専門家（作業環境の管理について必要な能力を有する者）の意見を聴くこと。
 - ② 当該場所の作業環境の改善が可能な場合、①の作業環境管理専門家の意見を勘案して、当該場所の作業環境を改善するための必要な措置を講じた上で、当該措置の効果を確認するため、当該場所における化学物質の濃度測定を行い、当該測定の結果の評価を行うこと。
- (二) 作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合及び(一)②の評価の結果なお第三管理区分に区分された場合は、以下の措置を講ずるとともに、当該措置の内容について、所轄労働基準監督署長に届け出ること。
 - ① 厚生労働大臣の定めるところにより、労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う測定その他の方法による測定（以下「個人サンプリング測定等」という。）により化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。また、厚生労働大臣の定める方法により、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認し、その確認結果を記録し、3年間保存すること。
 - ② 保護具着用管理責任者を選任し、呼吸用保護具に係る業務を担当させること。
 - ③ (一)①の作業環境管理専門家の意見の概要並びに(一)②の措置及び評価の結果を労働者に周知させること。
- (三) 第三管理区分に区分された場所について、評価結果が改善するまでの間、以下の措置を講ずること。
 - ① 厚生労働大臣の定めるところにより、6月以内ごとに1回（鉛に係る測定は1年以内ごとに1回）、定期的に、個人サンプリング測定等による濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
 - ② 労働者に使用させる呼吸用保護具について、1年以内ごとに1回、定期的に、厚生労働大臣の定める方法により適切に装着されていることを確認すること。
 - ③ 個人サンプリング測定等の結果及び呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認結果について、3年間（粉じんに係る個人サンプリング測定等の結果は7年間）保存すること。

ク ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

有機則等の特殊健康診断について、特化則の特別管理物質等に係るものを除き、作業環境測定の結果直近の測定を含めて3回連続して第一管理区分に区分されたこと、当該健康診断の結果直近で3回連続異常所見があると認められなかったこと、直近の健康診断実施日からばく露量に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと等、作業環境管理やばく露防止対策が適切に実施されている場合には、事業者は、当該健康診断の頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回とすることができることとする。

(3) その他

その他所要の改正を行うとともに、必要な経過措置を定める。

3 根拠法令

法第27条第1項、第28条の2第1項、第57条第1項及び第2項、第57条の2第1項から第3項まで、第57条の3第1項、第59条第1項、第65条第1項、第65条の2第1項及び第3項、第66条第2項、第100条第1項、第103条第1項、第113条並びに第115条の2並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第3条第1項及び第4条第1項

4 公布日等

公布日：令和4年5月上旬（予定）

施行期日：2（1）イ(一)：公布日

2（1）イ(二)及び四、ウ(一)、(三)①、③（①に係るもののみ）、④及び⑦並びに(五)、エ（ウ(三)①に係るもののみ）、オ、(2)カ及びク並びに(3)の一部：令和5年4月1日

2（1）ア、イ(三)、ウ(二)、(三)②、③（②に係るもののみ）、⑤及び⑥、(四)、エ（ウ(三)②及び⑤に係るもののみ）、(2)キ並びに(3)の一部：令和6年4月1日